

## 被相続人居居住用家屋等確認申請 申請書類確認表

★申請前に、必要書類が揃っているか確認をお願いします。

	書類	コピー	確認項目
①	被相続人居居住用家屋等確認申請書 (様式1-2)	△	当該不動産の相続人全員の申請書をご提出ください。
②	被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、被相続人の戸籍の附票が必要	不可	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
③	相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票が必要	不可	相続から譲渡時まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していないことを確認します。 譲渡日以降の日付で発行してください。
④	敷地の売買契約書	可	相続した家屋の解体後の敷地を引渡した日を確認します。すべてのページのコピーを提出ください。
⑤	土地の登記事項証明書 ※換価分割の場合は遺産分割協議書	不可	相続人の数を確認します。
⑥	解体後の建物の閉鎖事項証明書 ※未登記の場合は解体工事の契約書、請求書、領収書及び遺産分割協議書	不可	相続した家屋を解体した日、相続人の数を確認します。
⑦	AかBのいずれか		
A	(i)電気・ガス・水道いずれかの使用中止 日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書は請求書(当該建物の住所記載があるもの) ※いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限ります。	可	相続した家屋が「空き家」の状態となっていることを確認します。 ※(i)、(ii)について、ご用意が困難な場合はお問合せください。
B	(ii)仲介業者による広告 (宅地建物取引業者による広告)	可	
⑧	更地の写真 ※日付記入(手書き可)	可	相続した家屋の解体後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないか確認します。
□	返信用封筒(郵送返却を希望の場合)		申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ったもの。速達を希望する場合は速達料金の切手を貼ってください。

(裏面に続く)

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、1ページ目の各書類と以下の⑨～⑪のすべてを併せてご提出ください。

	書類	コピー	確認項目
⑨	被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 【代替書類】 要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等	可	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、またはその他これに類する被相続人であることを確認します。
⑩	施設入所時の契約書	可	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
⑪	AかBのいずれか		
A	(i)電気・ガス・水道いずれかの使用中止 日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書は請求書(当該建物の住所記載があるもの) ※いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限ります。	可	被相続人が施設に入所してから、当該家屋が一定の使用をされ、かつ事業の用、貸付けの用、及び被相続人以外の居住の用となつていなかつたことを確認します。 ※(i)～(iii)について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
B	老人ホーム等が有する外泊、外出の記録	可	
C	その他要件を満たしていることが容易に認められる書類	可	

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になる場合があります。

※上記通りの書類がご用意できない場合、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますので、ご相談ください。ご不明点等ございましたらお問い合わせください。

問合わせ先

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1

寄居町役場 まちづくり整備課（空き家担当） 電話 048-581-2121 FAX 048-581-1173